

建設業者の皆様へ

公共工事の受注者が、下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず施工体制台帳の写しを発注者へ提出する必要があります。

■ 施工体制台帳の目的

建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った建設業者が、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該建設工事の施工に関わるすべての建設業者を監督しつつ工事全体の施工を管理する必要があります。

このため、工事の施工体制を的確に把握することによって、建設工事の適正な施工に努め、必要に応じて下請負人等に対して適切な指導等を行う目的から、施工体制台帳の作成を行うものです。

■ 下請報告書との関係

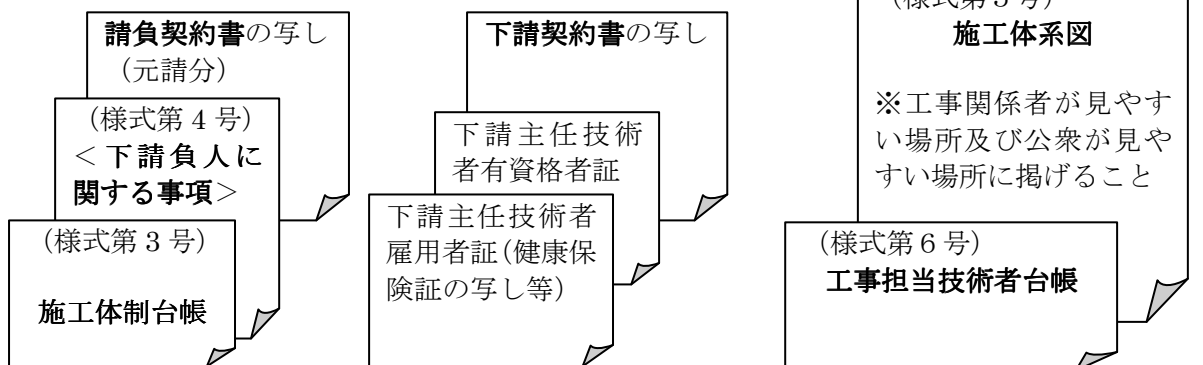
建築一式工事については 100 万円、それ以外の工事については 30 万円以上の下請契約を締結したときは、下請報告書を提出しなければなりません。

このため、下請報告書と併せて施工体制台帳等を提出する必要があります。

なお、下請報告書を提出する必要がない下請契約であっても、施工体制台帳はすべての下請契約について作成する必要がありますのでご注意ください。

■ 提出書類について

①すべての下請契約について提出すべき書類



※なお、元請業者の主任技術者又は監理技術者に求められる有資格者証及び雇用者証については、元請の請負契約時に提出したものに変更がなければ省略することができる。

②下請金額が、建築一式 100 万円、建築以外 30 万円以上となる場合に提出すべき書類

上記①に加えて

(様式第 1 号)

下請報告書

(様式第 2 号)

元請・下請関係内容表

■ 提出時期について

下請契約ごとに、契約締結日から 7 日以内に提出してください。

お問い合わせ先

玉名市契約検査課

電話 0968-75-1125